

## 認知症患者の責任能力

### 監督義務者に賠償責任



認知症患者が徘徊（はいかい）中に事故に巻き込まれたり、事故を起こしたりすることが少なからずあります。今

月1日、最高裁は、認知症の高齢者（事故当時91歳）が駅構内の線路に立ち入り走行してきた列車に衝突し死亡した事故に関し鉄道会社が認知症の高齢者の家族に損害賠償請求した事件につき、家族の賠償責任を否定する判決を言い渡しました。

故意または過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害する行為を不法行為といい、不法行為者は不法行為によって生じた損害を賠償する責任を負います（民法709条）。

鉄道事故では代替交通機関への振替輸送費など鉄道会社の損害や、車両の急停車による乗客の負傷、荷物の損傷など鉄道利用者の損害の発生が考えられ、事故を起こした者はその損害を賠償することになります。

不法行為責任を負う前提として、行為者自身に自己の行為の責任を弁識する能力（責任能力）があることが求められるので、認知症の患者が事故を起こしたような場合、その行為者が責任能力を有するかどうか問題となります。

民法は精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態で他人に損害を加えた者はその賠償の責任を負わないものとしています（同713条）。

責任能力を欠く者の行為により生じた損害については、監督義務者が監督義務を怠らなかつたことまたは怠らなくても損害が生じたといえることを立証しない限り、その責任能力を欠く者を監督する法定の義務を負う者（監督義務者）が賠償責任を負うものとされます（同714条）。監督義務者とされるには、監督義務者となる者の監督が可能な状況にあることが前提となります。

また、不法行為者に対し法律上または条理上監督義務を負う立場にあった者が不法行為の結果について予見することができ、相当の監督をしていればその結果発生を防止することができたのに、監督を怠ったために防止できなかったと認められるときは、監督義務者は発生した損害につき自ら賠償責任を負うことがあります（同709条）。

714条の監督義務の内容は責任無能力者に対する包括的な監督であるのに対し、709条の監督義務の内容は監督を受ける者に特定の不法行為をさせないようにする監督であると解され、714条の監督責任は広範で包括的なものであり、709条の監督責任は特定の不法行為に関する個別具体的なものといえます。